2025 年度

ＡＰＥＣエンジニア

（建築構造技術者）

更新等案内書

～更新審査・登録申請～

～遡及更新審査・登録申請～

～再登録審査・再登録申請～

（一級建築士向け）

ＡＰＥＣエンジニア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター

この審査は、「ＡＰＥＣ [*1] エンジニア協定 [*2]」及び「ＡＰＥＣエンジニア審査説明書（Rev.7.2　August 2024）」（ＡＰＥＣエンジニア・モニタリング委員会 [*3]（以下、「モニタリング委員会」という。）作成）に基づいて行われるものです。

一級建築士のうち建築構造に関する実務を行う方（ＪＳＣＡ建築構造士等の建築構造技術者）[*4] については、ＡＰＥＣエンジニアの Structural（構造）分野の対象となります。これらの方に対する審査の実施に関する事務は、前述の審査説明書に基づき、モニタリング委員会からの委託を受けたＡＰＥＣエンジニア建築エンジニア資格委員会 [*5]（以下、「建築エンジニア資格委員会」という。）（事務局：公益財団法人 建築技術教育普及センター（以下、「センター」という。））が行います。審査の結果に関する最終的な決定権は、モニタリング委員会にあります。

Structural 分野のうち建築構造技術者の審査申請に関して不明な点は、建築エンジニア資格委員会事務局（センター本部　企画部国際課）へお問合せ下さい。

なお、この登録等案内書は、すでにＡＰＥＣエンジニア（Structural 分野のうち建築構造技術者）として登録されている方（登録が失効している方も含む。）に向けたものです。

技術士をもとにＡＰＥＣエンジニアに登録されている方は、「公益社団法人日本技術士会」にお問合せ下さい。

＜注釈＞

*1. ＡＰＥＣ：アジア太平洋経済協力会議。日・米・中・韓・ASEAN（東南アジア諸国連合）各国などが参加し、貿易や投資の拡大を目指して 1989 年設立。

*2. ＡＰＥＣエンジニア協定：ＡＰＥＣエンジニアの登録について、ＡＰＥＣエンジニア協定総会が決定し、ＩＥＡコンピテンス協定（ＩＥＡ Competence Agreements）の一部として取りまとめたもの。ＩＥＡコンピテンス協定とは、従来のＡＰＥＣエンジニア･マニュアル、EMF 定款等を 1 つの文書として再編成したもので、ＡＰＥＣエンジニア協定、IPEA 国際エンジニア協定等を含む。ＩＥＡとは International Engineering Alliance の略称で、ＡＰＥＣエンジニアなど資格の協定 3 本とワシントン協定などエンジニアリング教育認定の協定 3 本で構成されるエンジニアリング関係の国際連合をいう。

*3. ＡＰＥＣエンジニア・モニタリング委員会：わが国においては、ＡＰＥＣエンジニアの審査・登録等を行うため、関係 12 省庁（現関係 9 省（総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。））の申し合わせに基づき設立された委員会（事務局：公益社団法人日本技術士会）。

*4. 建築構造に携わる一級建築士のほか、（一社）日本建築構造技術者協会実施の資格であるＪＳＣＡ建築構造士、建築士法に基づく構造設計一級建築士等の建築技術者が、原則、対象となります。

*5. ＡＰＥＣエンジニア建築エンジニア資格委員会：建築構造に関する学識経験者及び建築職能団体等により構成される委員会。

目　　次

１．ＡＰＥＣエンジニアの登録の更新等について…… 3

２．更新審査等の対象者の区分…… 3

３．更新等審査の審査…… 3

４．更新審査・登録申請（区分①）について…… 4

５．遡及更新審査・登録申請（区分②）について…… 5

６．再登録審査・再登録申請（区分③）について…… 6

７．登録者名簿…… 6

８．留意事項…… 7

９．問合せ先一覧…… 7

１．ＡＰＥＣエンジニアの登録の更新等について

ＡＰＥＣエンジニアの７要件の中には、「継続的な専門能力開発*を満足すべきレベルで実施していること」があります。

そのため、ＡＰＥＣエンジニアとして登録し続けるためには、一定期間毎にその要件を満たすことを確認するため、登録の更新申請が必要とされています。また、その際には、一級建築士として有効に登録されていることを合わせて確認します。具体的な、申請方法については、以下をご覧下さい。

なお、ＡＰＥＣエンジニアは、新規登録時に「建築ＣＰＤ情報提供制度」に自動的に参加登録されますが、ＡＰＥＣエンジニアとしての登録が失効した場合は「建築ＣＰＤ情報提供制度」の参加登録は無効となります。ただし、ＣＰＤ情報システムは引き続き利用可能であり、ＡＰＥＣエンジニアとしての登録が失効している方がＣＰＤの記録を行うことは可能です。

＊継続的な専門能力開発とは、ＣＰＤ（Continuing Professional Development）と呼ばれており、詳細については、別紙『ＡＰＥＣエンジニア（建築構造技術者）新規／更新審査・登録申請者のための継続的な専門能力開発について』をご覧下さい。

２．更新審査等の対象者の区分

【区分①　更新審査・登録申請】

有効期限が 2026 年３月 31 日であり、登録の更新の申請をされる方

詳細は、「４．更新審査・登録申請（区分①）について」をご覧下さい。

【区分②　遡及更新審査・登録申請】

有効期限が 2025 年３月 31 日であり、遡及更新登録の申請をされる方（2025 年 3 月 31 日に登録が失効している方）

詳細は、「５．遡及更新審査・登録申請（区分②）について」をご覧下さい。

【区分③　再登録審査・再登録申請】

有効期限が 2025 年３月 31 日以前で、すでに登録が失効しており、再登録の申請をされる方

詳細は、「６．再登録審査・再登録申請（区分③）について」をご覧下さい。

３．更新等審査の審査

（１）審査の内容

ＡＰＥＣエンジニアの登録の更新等審査は、「一級建築士として有効に登録されていること」(※) 及び「ＡＰＥＣエンジニア登録の有効期間満了までのＣＰＤ実施状況」及び「業務経歴」について行います。そのうちＣＰＤ実施状況は、具体的にはそれぞれの区分ごとに以下のことを審査することになります。（時間はいずれも「重み付け係数」を考慮した時間を示します。以下同じ。）

【区分①　更新審査・登録申請】

○「ＡＰＥＣエンジニア更新審査・登録申請時より遡った５年間に２５０時間以上のＣＰＤを実施していること」

○対象期間：2020 年 10 月１日～2025 年９月 30 日（５年間）

【区分②　遡及更新審査・登録申請】

○「ＡＰＥＣエンジニア遡及更新審査・登録申請時より遡った６年間に３００時間以上のＣＰＤを実施していること」

○対象期間：2019 年 10 月１日～2025 年９月 30 日（６年間）

【区分③　再登録審査・再登録申請】

○「ＡＰＥＣエンジニア再登録審査・再登録申請時より遡った５年間に２５０時間以上のＣＰＤを実施していること」

○対象期間：2020 年 10 月１日～2025 年９月 30 日（５年間）

※更新等申請時に建築士の免許の取消し又は業務停止の処分を受けている場合は、申請できません。

（２）審査方法

（書類審査）

申請者自身が作成した「ＣＰＤ記録」及び「その他更新等審査申請書類」について建築エンジニア資格委員会に提出した審査申請書をもとに審査を行います。なお、審査の過程において、提出された書類のみでの審査が困難な場合は、追加書類の請求や問合せ等をすることがあります。

（面接審査）

上述の書類審査の結果、面接が必要と判断された方に対してのみ面接審査を行います。

なお、面接の実施については、対象者に別途、日時・場所・必要書類等を指定した通知書を送付いたします。（面接は、原則、東京で行います。交通費等は申請者自身の負担となりますのでご了承下さい。）

４．更新審査・登録申請（区分①）について

４－１．申請に必要な書類等

①「2025 年度ＡＰＥＣエンジニア（建築構造技術者）更新審査・登録申請書（更新）」

※対象者には、現在の登録内容を記載した申請書を同封しています。現在の登録内容と変更がある場合に、当該変更部分のみ右欄に記載して下さい。

※貼付写真は、PC 処理での加工は可能です。ただし、最近6ヶ月以内に無帽、無背景、正面上半身を撮影したものとして下さい。

②「ＣＰＤ情報システムに入力されたＣＰＤ記録」

ＣＰＤ記録は、原則、当センターのＣＰＤ情報システムに、更新の登録に必要な所定期間内に実施したプログラムを 2025 年 11 月 30 日（日）までに入力したものが対象となります。(『ＣＰＤのプログラム実施期間』と『それを入力する期限』とは異なりますので注意して下さい。)

ＣＰＤについては、別紙の『ＡＰＥＣエンジニア（建築構造技術者）新規／登録の更新申請者のための継続的な専門能力開発について』の「６．ＣＰＤの記録と保管」及び「７．ＣＰＤの認否実例・注意事項等」をご覧下さい。

③「業務経歴書」

当センターウェブサイトからダウンロードした Excel ファイルに入力し、Ａ４サイズの用紙に出力したもの

④「振替払込請求書兼受領証の写し」（受付局日付印が受付期間中のもの）

更新審査・登録手数料（11,000 円（消費税込））をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、下記口座に払い込んで納付した際発行される振替払込請求書兼受領証の写しを書類と同封して下さい。

なお、振替払込請求書兼受領証は更新審査・登録手数料の返還が必要になった場合に使用しますので、申請者自身で適宜保管して下さい。

また、振込手数料は申請者の負担とし、領収書は振替払込請求書兼受領証をもって代えます。

（海外在住者でゆうちょ銀行等の払込取扱票が準備できない方は事務局までご相談下さい。）

⑤「一級建築士の免許証」又は**「免許証明書」の写し**（**コピーで可**）

⑥「構造設計一級建築士の登録証」の写し（**コピーで可**、構造設計一級建築士の交付番号が記載されている免許証サイズのもの）（構造設計一級建築士の場合のみ）

⑦「ＪＳＣＡ建築構造士の登録証」の写し（**コピーで可**、ＪＳＣＡ建築構造士の登録番号が記載されている免許証サイズのもの）（ＪＳＣＡ建築構造士の場合のみ）

⑧「専攻建築士（構造設計）の登録証」の写し（**コピーで可**、専攻建築士（構造設計）の登録番号が記載されている免許証サイズのもの（専攻建築士（構造設計）の場合のみ））

（注意１）申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。
また、審査の過程において、別途に資格委員会より追加資料や修正書類の提出を請求することがありますが、締切日以降の審査期間中における申請者自身による修正の申出は受付けられません。
なお、申請のために提出された書類の返却には応じられません。

（注意２）審査の過程等において、申請書の内容に虚偽等が発覚した場合は、申請・登録は受けられません。

（注意３）申請書等に使用する文字は、「ＪＩＳ第１水準・第２水準」として下さい。

４－２．更新審査申請書等の受付

＜上記①及び③～⑦の書類＞

受付期間：2025 年 10 月 1 日（水）～11 月 30 日（日）（消印有効）

申請方法：簡易書留郵便（レターパック等受信履歴が確認できるもの）による郵送（角２封筒（A４サイズの用紙が入るもの）を使用）

送 付 先：ＡＰＥＣエンジニア建築エンジニア資格委員会事務局（(公財) 建築技術教育普及センター本部）
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町３－６　紀尾井町パークビル

＜上記②の書類＞

登録の更新に必要な対象期間のＣＰＤを 2025 年 11 月 30 日（日）までに「ＣＰＤ情報システム」に入力して下さい。ＣＰＤ様式の郵送は不要です。

４－３．更新審査・登録手数料

（１）更新審査・登録手数料 11,000 円（うち、消費税額　1,000 円）

更新審査を行った結果、登録に至らなかった場合は、更新審査に係る審査手数料（2,200 円（うち消費税額　200 円））を除いた金額を返還いたします。

（２）振込方法

ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額を次の口座に払い込んで下さい。（振込手数料は本人負担でお願いいたします。）原則、一旦収納した更新審査・登録手数料は、審査申請書の受理に至らなかった場合を除き、返還いたしません。

口座番号　００１４０－２－１８４０３２

加入者名　公益財団法人　建築技術教育普及センター

４－４．更新審査の結果発表

審査の結果は、全員に通知（2026 年３月下旬）いたします。また、要件を満たしていると認められた方については、新たなＡＰＥＣエンジニア登録証を交付し、通知書と共に送付します。なお、審査結果に関する問合せには、一切応じられません。

４－５．登録の有効期間

登録の有効期間は登録日より５年間を基本とします。

今回（2025 年度に）更新される方は、有効期間が 2031 年３月 31 日まで（５年間）となります。更新登録の有効期限は、登録証に明記されますので確認してください。

５．遡及更新審査・登録申請（区分②）について

通常の更新審査・登録申請時より遡った５年間に、ＣＰＤ時間数が要件の２５０時間数に満たない場合には更新の要件を満たされなかったため等の理由により登録が失効（2025.3.31）しています。しかし、その失効後１年以内に、過去６年間に遡り３００時間数以上のＣＰＤ実施記録を添えて遡及更新審査・登録申請を行い、当該審査を受け要件を満たしたと判断された方に限り継続して登録を受けることができます。

この場合、遡及更新登録を受けるまでの１年間はＡＰＥＣエンジニア名称の使用はできませんが、遡及更新登録後の登録日及び登録番号は、従前のままとなります。（実質的な登録期間は４年となります。）

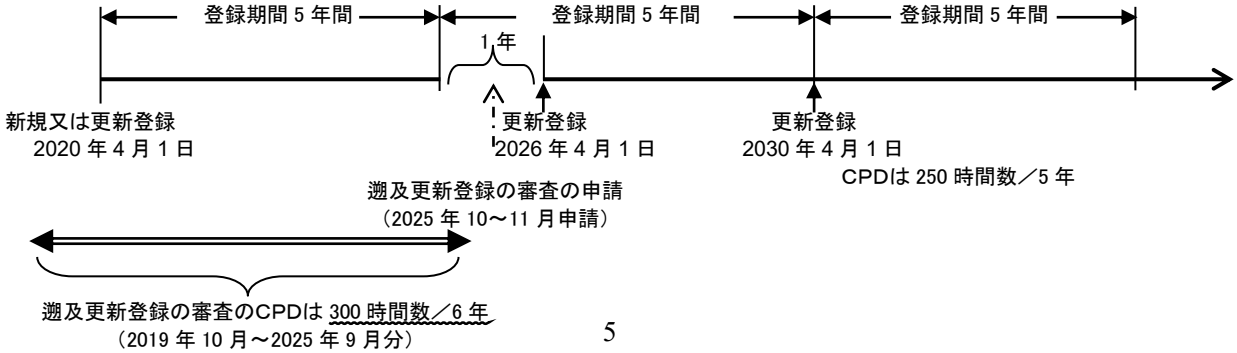

５－１．申請に必要な書類等

①「2025 年度ＡＰＥＣエンジニア（建築構造技術者）更新審査・登録申請書（遡及）」

※対象者には、現在の登録内容を記載した申請書を同封しています。現在の登録内容と変更がある場合に、当該変更部分のみ右欄に記載して下さい。

※なお、遡及更新審査・登録申請をせず、再登録審査・登録申請を行う方は、同封した申請書は使用できません。「６．再登録審査・登録申請について」の手続きに従って下さい。

※貼付写真は、PC 処理での加工は可能です。ただし、最近6ヶ月以内に無帽、無背景、正面上半身を撮影したものとして下さい。

②～⑦　「４－１．更新審査・登録申請（区分①）について」と同様の資料をご提出下さい。

５－２．遡及更新審査・登録申請等の受付　（４．更新審査・登録申請と同様）

５－３．遡及更新審査・登録手数料　（４．更新審査・登録申請と同様）

５－４．遡及更新審査の結果発表　（４．更新審査・登録申請と同様）

５－５．登録の有効期間

登録の有効期間は、2030 年 3 月 31 日までの**４年間**となります。

６．再登録審査・登録申請（区分③）について

既に登録が失効した方が再登録を受けようとする場合は、再登録審査・登録申請時より遡った５年間にＣＰＤ時間数が２５０時間数を満たすことによって再登録することができます。

この場合、再登録を受けるまでの間はＡＰＥＣエンジニア名称の使用はできません。また、再登録後の登録番号は従前のままとなりますが、登録日は新たに付与され、従前の登録証は使用できなくなります。なお、登録証には、新規登録審査時期を明示するため、初回登録日と再登録日の双方が記載されます。

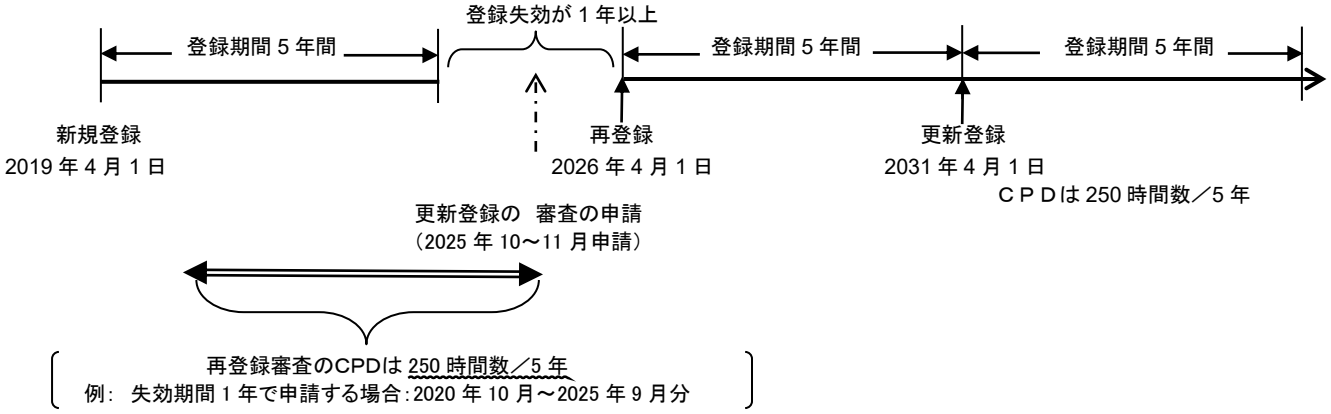

６－１．申請に必要な書類等

①「ＡＰＥＣエンジニア（建築構造技術者）の再登録審査・再登録申請書（再登録）」

※「再登録審査・再登録申請書」は、当センターホームページよりダウンロードし必要事項を記入のうえ提出して下さい。

※貼付写真は、PC 処理での加工は可能です。ただし、最近6ヶ月以内に無帽、無背景、正面上半身を撮影したものとして下さい。

②～⑦　「４－１．更新審査・登録申請（区分①）について」と同様の資料をご提出下さい。

６－２．再登録審査・登録申請等の受付　（４．更新審査・登録申請と同様）

６－３．再登録審査・登録手数料　（４．更新審査・登録申請と同様）

６－４．再登録審査の結果発表　（４．更新審査・登録申請と同様）

６－５．登録の有効期間　（４．更新審査・登録申請と同様）

７．登録者名簿

（１）関係機関等への開示

ＡＰＥＣエンジニア登録者は、モニタリング委員会で管理するＡＰＥＣエンジニア登録者名簿に必要な事項が記載されます。

関係機関からの問合せ等があった場合においては、モニタリング委員会が管理するＡＰＥＣエンジニア登録者名簿を提示します。

また、報道機関等からの問合せがあった場合、建築構造技術者の登録情報についてはセンターが、登録者の登録番号、氏名、現住所（市町村名）について開示します。予めご了承下さい。

（２）ＡＰＥＣエンジニア名簿の公開（公開を希望する者に限る）について

ＡＰＥＣエンジニア協定の総会（2021 年 6 月）において、ＩＥＡ(The International Engineering Alliance)のＷｅｂサイト内にＡＰＥＣエンジニア加盟各エコノミーの所定のＷｅｂページへリンクを設け、各エコノミーの対応するページにおいて登録している ＡＰＥＣエンジニアの名簿を掲載することが議決されました。これを受け、公益財団法人建築技術教育普及センターにおいては、以下のとおり、公開を希望する方に限り当該名簿を掲載することといたしました。

●リンク元： https://www.ieagreements.org/agreements/apec/registered-apec-engineers/

●日本リンク先：https://www.engineer.or.jp/c_topics/008/008037.html（公益社団法人日本技術士会）

名簿の公開については、以下の当センターホームページをご覧ください。

https://www.jaeic.or.jp/international/apec/KOUKAI-MEIBO0701.html

なお、掲載事項は、以下のとおりで、公開を希望される方は申請書の所定の欄に✓をつけて下さい。

○氏名（ＡＰＥＣエンジニア登録証に記載の綴りのとおりとなります。）

○登録番号

○技術分野：Structural

○登録有効期限

８．留意事項

（１）虚偽申請当による登録等の取り消し

各申請書類、署名等について、審査過程や登録期間中に虚偽又は齟齬が発覚した場合は、審査は行われず、また、登録も取消しとなる場合があります。

（２）エコノミー監査

ＡＰＥＣエンジニア制度においては、ＩＥＡ（国際エンジニア連合）の規定により、数年に一度、他のエコノミーからの監査を受ける必要があります。

なお、審査合格後の登録期間中においては本人確認等のために事務局から連絡をさせていただくとこがあります。あらかじめ、ご了承下さい。

９．問合せ先一覧

（１）Structural（構造）のうち建築構造技術者の審査・登録に関する問合せ

公益財団法人建築技術教育普及センター（ＡＰＥＣエンジニア建築エンジニア資格委員会事務局）
〒102-0094 千代田区紀尾井町 3-6　紀尾井町パークビル　URL　https//www.jaeic.or.jp /
e-mail：iad@jaeic.or.jp　　電話 03（6261）3310

（２）一級建築士免許証明書に関する問合せ

公益社団法人日本建築士会連合会
〒108－0014　　東京都港区芝 5－26－20　建築会館　　電話 03（3456）2061
URL　https//www.kenchikushikai.or.jp /

（３）ＪＳＣＡ建築構造士に関する問合せ

一般社団法人日本建築構造技術者協会
〒102－0073　　東京都千代田区三番町 24　林三番町ビル　　電話 03（3262）8498
URL　https//www.jsca.or.jp /

（４）構造設計一級建築士に関する問合せ

公益財団法人建築技術教育普及センター
〒102-0094　　東京都千代田区紀尾井町 3-6　紀尾井町パークビル　　電話 050（3645）2747
URL　https://www.jaeic.or.jp /

（５）建築構造以外の分野の審査・登録に関する問合せ

公益社団法人日本技術士会
〒105-0011　　東京都港区芝公園 3-5-8　機械振興会館　　電話 03（3459）1331
URL　https://www.engineer.or.jp/

（６）専攻建築士（構造設計）に関する問合せ

公益社団法人日本建築士会連合会
〒108－0014　　東京都港区芝 5－26－20　建築会館　　電話 03（3456）2061
URL　https://www.kenchikushikai.or.jp /

ＡＰＥＣエンジニア
建築エンジニア資格委員会事務局
公益財団法人建築技術教育普及センター